

◎新潟県告示第1154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年11月13日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
ショートステイ きずな・木田	新潟県上越市木 田3丁目8番44号	医療法人社団ひ らはら内科クリ ニック	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	平成30年8月 27日	平成30年10月 31日